



島根県報

令和3年7月2日(金)

第 222 号

(毎週火・金曜日発行)

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業振興地域の指定の一部改正（9件）	（農業経営課）	2
保安林予定森林（2件）	（森林整備課）	3
指定施業要件の変更予定保安林	（ " ）	4
島根県中小企業制度融資要綱の一部改正	（中小企業課）	5
大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗新設の届出	（ " ）	5

告 示

島根県告示第457号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第293号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

（注）中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第458号

農業振興地域の指定（昭和45年島根県告示第892号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

（注）中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第459号

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

（注）中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第460号

農業振興地域の指定（昭和47年島根県告示第886号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

（注）中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第461号

農業振興地域の指定（昭和48年島根県告示第118号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

（注）中「各農林振興センター」を「各農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第462号

農業振興地域の指定（平成23年島根県告示第198号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

(注) 中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第463号

農業振興地域の指定（平成24年島根県告示第429号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

(注) 中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第464号

農業振興地域の指定（平成25年島根県告示第292号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

(注) 中「東部農林振興センター」を「東部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第465号

農業振興地域の指定（平成28年島根県告示第148号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

(注) 中「西部農林振興センター」を「西部農林水産振興センター」に改める。

島根県告示第466号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 保安林予定森林の所在場所

隠岐郡隠岐の島町久見大床875-1、875-3、875-4、875-6、875-8、875-10、875-12、菅谷908、連蛇谷923、924、924-2、乃木谷963-1、963-3、中山969-1、北山1000-1、1000-2、粟ヶ谷1029-1、大妻1132-1、1132-2、川越1140-1、小杉1182、ダケ山1206-1、1206-6、1210、1217-1、1217-3

2 指定の目的

水源の^{かん}涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第467号

次の森林を保安林予定森林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 保安林予定森林の所在場所
隠岐郡隠岐の島町久見屋原612、616、西ノ浦859、ダケ山1224-5
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び隠岐の島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第468号

次の保安林の指定施業要件を変更する予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2第1項の規定により告示する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

- 1 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的
魚つき
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (5) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件の変更の予定に係る保安林の所在場所
隠岐郡西ノ島町大字美田字カンナガ1300-2、1301-2、1302-2、字文学1304-2
- (2) 保安林として指定された目的
公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法

(7) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(4) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(6) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び西ノ島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第469号

島根県中小企業制度融資要綱（昭和47年島根県告示第239号）の一部を次のように改正する。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

別表緊急融資の部セーフティネット資金（新型コロナウイルス感染症対応枠）の項中「以下）」の次に「ただし、借入時の保証料率については一律0.3パーセント」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和3年7月2日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の島根県中小企業制度融資要綱の規定は、令和3年7月2日以後の認定（保証承諾分を含む。以下同じ。）に係る融資について適用し、同日前の認定に係る融資については、なお従前の例による。

島根県告示第470号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べるができる。

令和3年7月2日

島根県知事 丸 山 達 也

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ドラッグストア ウェルネス川本店 島根県邑智郡川本町因原734-1 外

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

梅木 秀昭 島根県雲南市三刀屋町三刀屋1095

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び代表者の氏名並びに住所

株式会社ツルハグループ ドラッグ&ファーマシー西日本 代表取締役社長 村上 正一 広島県広島市西区井口明神1-1-10

(4) 大規模小売店舗の新設をする日

令和4年2月23日

(5) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,015平方メートル

(6) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- ア 駐車場の位置及び収容台数
37台（建物南側）
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
8台（建物南西側）
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
40平方メートル（建物北側）
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
5.7立方メートル（建物内北側）

(7) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
- イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
- ウ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2か所（建物敷地南側及び西側）
- エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで

2 届出年月日

令和3年6月22日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

川本町産業振興課（島根県邑智郡川本町大字川本271-3）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。